

千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）パブリックコメント手続に寄せられた意見の概要

1 実施期間

令和7年4月8日（火）～令和7年5月7日（水）

2 意見提出人数及び件数

56人、147件

※なお、提出された意見については現在集計中のため、集計が完了次第、市の考え方と合わせて令和7年6月中に市ホームページで公表予定。

3 具体的な施策に係る意見

（1）施策について

- ・行政や交通事業者、民間事業者に対する手話対応
- ・公共施設や消防救急、災害時の手話通訳の提供
- ・手話通訳の処遇改善
- ・ろう者向け高齢者施設の整備

（2）通訳者の設置及び派遣について

- ・通訳者の市正規職員化
- ・通訳者の設置人数の増加、公共施設等への常設
- ・通訳者の派遣事業の拡充

（3）公共施設での啓発、学ぶ機会の提供について

- ・手話等のコミュニケーション手段を幼少期から自然と身につけられる環境の整備
- ・学校教育の中に手話体験や障害体験等の学習時間を設ける
- ・行政、医療機関、消防、警察等の職員に対する障害者のコミュニケーション支援の研修

4 条例の体系及び内容についての意見

- ・手話言語条例とコミュニケーション条例を一体的に定める場合と、別々に定める場合では、それぞれにメリット・デメリットがある。一体型は、包括的な施策を実施できる一方、独立型は専門的な支援を実施できる。
- ・「手話」が日本語とは違う文法体系を持つ言語であることを明記してほしい。
- ・幼少期から、本人またその家族、支援者が手話言語を学ぶ環境を整備することを明記してほしい。
- ・障害の特性や程度は人によって様々なことから、決めつけることなく、柔軟に対応できるような条例にしてほしい。